小田原市消防本部消防用設備等に関する行政指導指針の制定について

１．目的並びに背景

この行政指導指針は、消防法（昭和23年法律第186号）第７条の規定に基づく消防同意及び同法第８条の３の規定による防炎規制に係る審査並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）の規定に基づき設置される消防用設備等並びに小田原市火災予防条例（昭和37年小田原市条例第29号）の規定に基づく各種届出に係る審査又は検査に関し必要な事項を定め、小田原市消防本部における審査業務の円滑な運用を図ることを目的としています。

２．内容

⑴　小田原市消防本部管内における、防火対象物の設置申請等に係る審査又は検査等に必要となる基準です。

⑵　国が発出する通知等を踏まえ、小田原市消防本部管内の特性や実態を鑑みて定めたものであり、随時その見直しを図っていくものです。

⑶　詳細は、別紙「小田原市消防本部消防用設備等に関する行政指導指針」のとおりです。

３．根拠法令等

・消防法
・小田原市火災予防条例

４．施行予定日

令和９年４月１日